

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則」等の一部改正の概要

改正の趣旨・概要

(1) 飼料添加物は、飼料安全法^{※1}第2条第3項に基づき、施行規則^{※2}で定める用途に供することを目的に飼料に添加等して用いられるものであり、指定された飼料添加物は告示^{※3}において規定されています。

(2) 今般、次に挙げる措置のため、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則」等の法令の一部を改正することになりました。

①抗菌性飼料添加物の用途を明確化するため、飼料添加物の新たな用途「飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保」を定めるとともに、既に指定されている抗菌性飼料添加物の一部を新設用途のものとして再分類すること

②国内で近年使用されず、今後の使用も見込まれない飼料添加物「亜鉛バシトラシン」及び「ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム」の指定を取り消すこと

法令改正は、令和8年3月30日に施行されます。

※1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）

※2 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年農林省令第36号）

※3 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号）

改正文のご案内

改正文（新旧対照表）については下のサイトにあります官報をご覧ください。

官報 令和8年3月30日（号外第73号）に掲載されております。

URL：<https://www.kanpo.go.jp/>

QRコード



担当： 農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課
飼料安全基準班 飼料添加物担当
TEL：03-3502-8111（内線：4546）
MAIL：feed_additive@maff.go.jp